

【ハラスメントに関する注意喚起】

相手に性的・身体的・精神的な不快感、苦痛・不利益等を与え、相手の人格や尊厳を傷つけ侵害する行為は、ハラスメントにあたります。

例えば、他の学生に対して、相手の気持ちを十分に考慮することなく、むやみに身体的に接触しようとする、一方的な思い込みで頻繁にメール等を送る、しつこくつきまとったりするなどの行為はしないよう、十分に注意してください。

東京大学「学生生活の基本方針」では、「東京大学の学生は、個々人が東京大学の構成員であるとの自覚に立ち、大学という知の探究と創造の場にふさわしい環境を整えるよう努めなければならない。」と定めていますが、残念ながら、これに反するような行動がみられるとの相談も寄せられているのが現状です。

本研究科の授業内だけでなく、他研究科の授業や短期トレイニーなどの学外での活動の機会を含め、言動には十分に気を配るようになしてください。

2024年7月8日

法曹養成専攻長